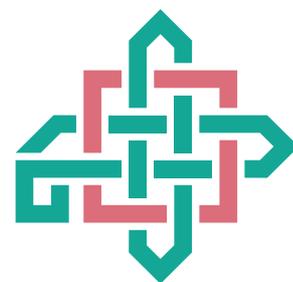


連携の絆を深め、輝く明日へ



ニュースレポート
中央会

NEWS REPORT CHUOKAI

No.780

2 0 2 1

3



外国人技能実習制度講習会を
開催しました



ものづくり補助金活用事例紹介
～有限会社片原商店～



支部だより

北海道中小企業団体中央会

Contents

- 01 外国人技能実習制度講習会を開催しました/
協会けんぽ北海道支部からのお知らせ
- 02 令和2年度 冬季（下期）賞与支給・予定調査報告
- 04 通常総会開催！～手順をおさらい～
- 06 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続き
- 07 中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）について
- 08 中小企業庁の令和2年度3次補正予算・令和3年度当初予算案のポイント
- 10 ものづくり補助金活用事例紹介～有限会社片原商店～
- 12 1月の道内景況
- 14 支部だより
- 16 中小企業大学校旭川校からのお知らせ
中小企業基盤整備機構からのお知らせ

新入職員紹介



- 氏名 鶴田 佑介(つるた ゆうすけ)
- 所属 連携支援部
- 出身地 石狩市
- 趣味 水泳、旅行

3月より勤務させていただくことになりました、鶴田と申します。不慣れな点も多く、ご迷惑をおかけするかと思いますが、一日でも早く皆様のお役に立てるように努力してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

外国人技能実習制度講習会を開催しました!

本会では、1月28日、ホテルポールスター札幌において、外国人技能実習生の受入を実施している組合及び受入を予定している組合並びに受入している組合員を対象に外国人技能実習制度講習会を開催しました。当日は、新型コロナウイルス感染防止対策として、現地開催とYouTubeLiveによるオンライン配信を組み合わせたハイブリッド形式で行い、併せて99名が参加しました。

本講習会は、全国的に外国人技能実習制度が広く浸透し、各地域・業界において実習生の受入が増加している一方、賃金の不払いなど違反事例も多く発生している現状を鑑み、各種違反事例の研究を通じて適正な運営に結び付けることを目的とするもので、2部構成で行われました。

第1部では、講師に外国人技能実習機構 札幌事務所指導課長の鍋岡順子氏を招き、「各種違反事例からみる適正な監理及び実習実施とは」と題して、令和元年度の主な違反指摘内容や不正行為に対する実務上の処分の流れについて説明があった後、監理団体が業務を実施する上で特に留意すべき事項や技能実習生の労働災害防止のための安全点検の重要性、方策が解説されました。

続く第2部は、札幌出入国在留管理局 審査部門統括審査官の森岡可奈氏を講師に迎え、「特定技能制度の現状及び今後の外国人入国の見通しについて」をテーマに、特定技能制度の概要や運用状況に加えて、外国人材を適正に受け入れ共生社会の実現を図るための総合的対応策が提示され、終わりに、コロナ禍で出入国が制限される中、外国人入国の今後の見通しについて説明され、参加者は熱心に耳を傾けていました。



外国人技能実習機構
札幌事務所指導課長 鍋岡 順子 氏



札幌出入国在留管理局
審査部門統括審査官 森岡 可奈 氏

令和3年3月分（4月納付分）からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

※任意継続被保険者の方は4月分（4月12日納付期限分）から変更となります

北海道支部の保険料率が変更になります

①40歳以上65歳未満の被保険者（ご本人）さま

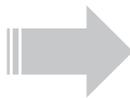
令和2年度	
12.20%	
健康保険料率	介護保険料率
10.41%	1.79%



令和3年度	
12.25%	
健康保険料率	介護保険料率
10.45% (+0.04%) ↑	1.80% (+0.01%) ↑

②上記①以外の被保険者（ご本人）さま

令和2年度	
10.41%	
健康保険料率	介護保険料率
10.41%	—



令和3年度	
10.45%	
健康保険料率	介護保険料率
10.45% (+0.04%) ↑	—

皆さまの医療と健康を支えるため、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・特定保健指導（健康サポート）を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康事業所宣言）、③ジェネリック医薬品の使用促進をはじめとする上手な医療のかかり方を実践いただくことで、北海道の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みになっています。

皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 北海道支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikeppou.or.jp/>

電話 011-726-0352（代表）

協会けんぽ

検索

冬季(下期)賞与支給・予定調査結果

調査結果のポイント

I 調査のあらまし

1 調査対象

本会会員組合に加入する中小企業・小規模事業者 868事業所

2 調査期間

令和2年12月～令和3年1月

3 回答事業所数とその内訳 341事業所(回答率39.3%)

[従業員規模別]

業種	業種別比率	1人～4人	5人～9人	10人～29人	30人～99人	100人～300人	事業所合計数
製造業計	34.9%	14	22	39	37	7	119
		11.8%	18.5%	32.8%	31.1%	5.9%	100.0%
非製造業計	65.1%	16	56	83	55	12	222
		7.2%	25.2%	37.4%	24.8%	5.4%	100.0%
全業種計	100.0%	30	78	122	92	19	341
		8.8%	22.9%	35.8%	27.0%	5.6%	100.0%
		67.5%			32.6%		

[従業員の雇用形態]

業種	雇用形態	正社員	パート タイマー	派遣	嘱託・ 契約社員	その他	合計
製造業計		73.1%	12.4%	2.3%	7.9%	4.3%	100.0%
		75.2%	12.5%	0.3%	8.1%	3.8%	100.0%
全業種計		74.4%	12.5%	1.1%	8.0%	4.0%	100.0%

[労働組合の有無]

業種	有無	労組あり	労組なし	合計
製造業計		17	102	119
		14.3%	85.7%	100.0%
非製造業計		17	205	222
		7.7%	92.3%	100.0%
全業種計		34	307	341
		10.0%	90.0%	100.0%

II 調査結果の概要

1 冬季賞与支給の有無

賞与を支給した事業所は全体の84.5%(前年度対比+0.6ポイント)となった。

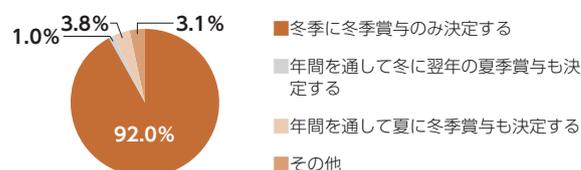
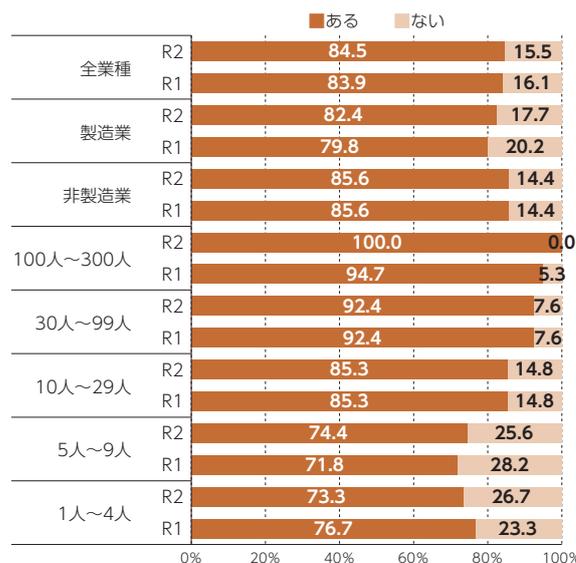
業種別では製造業が82.4%(前年度対比+2.6ポイント)、非製造業が85.6%(前年度対比±0ポイント)となった。

従業員規模別に見ると、「100人～300人」規模で100.0%(前年度対比+5.3ポイント)の支給、「30人～99人」規模で92.4%(前年度対比±0ポイント)と9割以上の支給となった。

また、「1人～4人」規模で73.3%(前年度対比△3.4ポイント)、「5人～9人」規模で74.4%(前年度対比+2.6ポイント)となっており、小規模の事業所ほど支給割合が少なくなっている。

2 支給の決定時期

賞与支給の決定時期は、9割以上の企業が「冬季に冬季賞与のみを決定する」という方法をとっている。次いで、「年間を通して夏に冬季賞与も決定する」が3.8%、その他



(決算時に決定する、春に決定するなど)が3.1%、「年間を通して冬に夏季賞与も決定する」が1.0%となっている。

3 支給額の決定方法(複数回答)

支給額の決定方法は、「業績連動型」が86.0%と最も多く、次いで「労使交渉」が7.4%、「その他(個別の業績、定額など)」が6.7%、「年俸制」が4.9%となっている。

4 正社員の平均支給月数と平均支給額

平均支給月数は、全体で1.8か月(前年度対比±0か月)となっている。

また、平均支給額では、全業種で394,905(前年度対比△1,140円)となっており、業種別では、製造業で390,786円(前年度対比△2,889円)、非製造業で397,016円(前年度対比△268円)と小幅な減少となっている。

5 正社員への支給額の変動

正社員の賞与支給額の変動は、「現状維持」が最も多く36.6%、次いで「増加した」が34.5%となっている。さらに変動した理由として、「企業の業績」が74.6%と4分の3を占め、次いで「その他」(基本給定昇による増加、コロナ感染拡大による売上減など)が11.5%となった。

6 正社員以外の常用労働者への支給の有無

正社員以外の常用労働者(パートタイマー・嘱託など)へ賞与を支給した事業所は、全体で58.3%(前年度対比+1.3ポイント)となっている。

業種別では製造業が63.3%(前年度対比+0.3ポイント)、非製造業が55.3%(前年度対比+2.0ポイント)となった。

また、従業員規模別では、「30人~99人」規模で69.5%(前年度対比△0.4ポイント)と最も多く、「5人~9人」規模で40.5%(前年度対比+3.3ポイント)と最も少なかった。

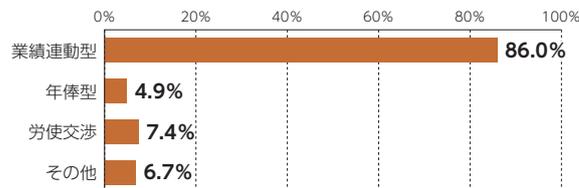
7 正社員以外の常用労働者への平均支給額

正社員以外の常用労働者(パートタイマー・嘱託など)への平均支給額は「1~5万円」が32.6%(前年度対比+3.9ポイント)と最も多く、次いで「21万円以上」(前年度対比+0.4ポイント)、「6~10万円」(前年度対比△1.8ポイント)がともに21.0%となった。

また、「11~15万円」は最も減少し、13.0%(前年度対比△3.2ポイント)となった。

8 正社員以外の常用労働者への支給額の変動

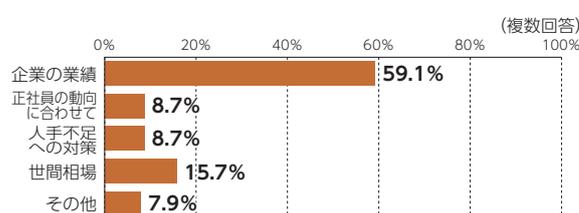
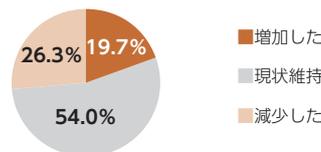
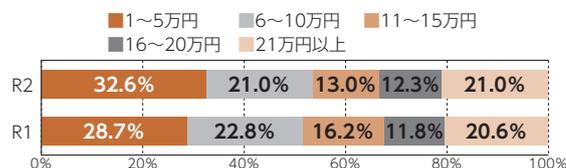
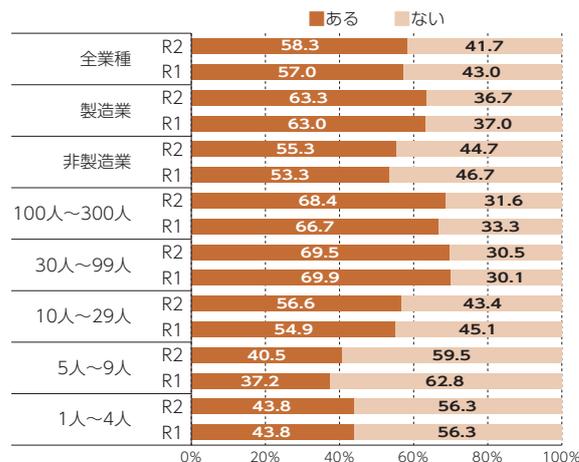
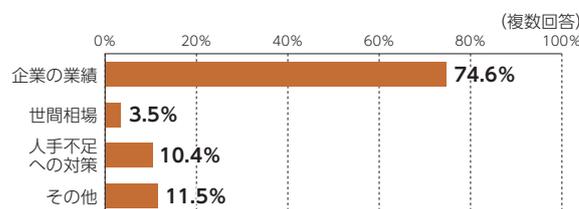
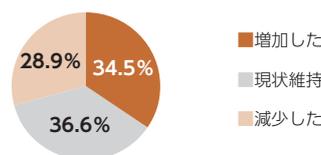
正社員以外の賞与支給額の変動は、「現状維持」が54.0%と最も高く、「増加した」が19.7%となっている。さらに、変動した理由として、「企業の業績」と答えた事業所が約6割を占めていた。



(単位:ヶ月、円)

業種	年度	平均支給月数	平均支給額(正社員1人あたり)
全業種	令和2年	1.8	394,905
	平成元年	1.8	396,045
製造業	令和2年	1.6	390,786
	平成元年	1.8	393,675
非製造業	令和2年	1.8	397,016
	平成元年	1.9	397,284

※平均支給額は、今・昨年度において冬季賞与を支給している事業所の正社員1人あたりの加重平均。



必須

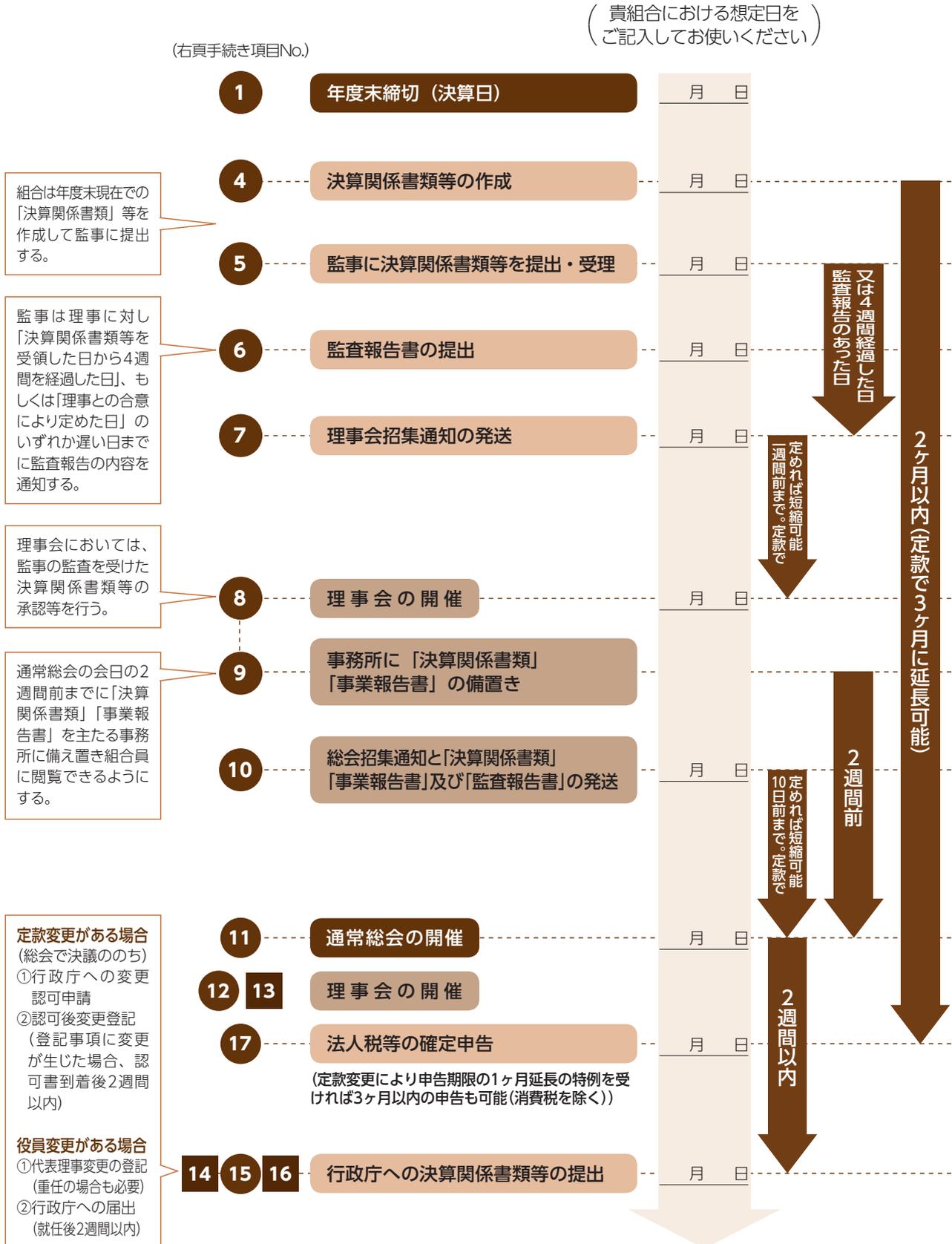
通常総会の開催! ~手順をおさらい~

コピーして
使える!

組合の決算期を迎えるにあたり、通常総会までに組合が留意すべき事項について手順をご紹介します。

1. 通常総会開催までの手順

詳しくは右側の表をご覧ください。



2. 年度末手続き上の20のポイント

(中小企業等協同組合法 以下「中協法」という)

NO.	手続き項目	ポイント
1	年度末締切 (試算表の作成、棚卸表の作成、精算表の作成、総勘定元帳の締切)	正確な財務諸表作成のため、必要な決算整理手続等を行う。
2	組合員名簿の作成	組合員の移動状況を整理する。[中協法 第10条の2①]
3	出資総口数及び払込済出資総額変更登記	期中に変更が生じた場合、決算日(年度末)より4週間以内に行う。 なお、変更が生じた都度、登記(2週間以内)しても可。[中協法 第85条①②]
4	決算関係書類等の作成 (事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案)	事業報告書及び決算関係書類を作成する。 [中協法 第40条②]
5	理事から監事へ決算関係書類等を提出	作成した決算関係書類等を監事へ提出する。[中協法 第40条⑤]
6	監事から理事へ監査報告書を提出	監事は、①会計帳簿に記載すべき事項の記載漏れはないか、②各決算関係書類が法令及び定款に適合しているかなどに留意して会計監査を行い、監査報告書を理事に提出する。
7	理事会招集通知の発送	理事会開催日から、1週間前(定款で短縮可)までに発送する。なお、理事全員の同意があれば招集手続きを省略しても可。[中協法 第36条の6⑥]
8	理事会開催	監事の監査を受けた事業報告書、決算関係書類並びに事業計画・収支予算案、通常総会の開催日時、場所、提出議案等の審議を行う。[中協法 第40条⑥ 第49条②]
9	決算関係書類等を事務所に備付閲覧	通常総会開催日の2週間前までに組合の主たる事務所に備え付ける。組合員及び組合の債権者から閲覧又は謄写を求められた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。 [中協法 第40条⑩⑪]
10	通常総会招集通知の発送	通常総会開催日から、中10日(定款で短縮可)以上あけて到達するよう発送する。その際、議案内容や事業報告書、決算関係書類、監査報告書を添付する。[中協法 第40条⑦ 第49条①]
11	通常総会開催 (決算関係書類の承認、事業計画・収支予算の決定、経費の賦課、借入金残高の最高限度額決定等)	事業年度終了後2ヶ月以内(定款で3ヶ月に延長可)に開催する。通常総会では、決算関係書類、事業計画・収支予算案、役員改選、定款の変更など理事会で決めた提出議案について審議を行う。[中協法 第51条]
12	総会終了後の事務処理 (議事録作成、剰余金処分・損失処理振替、持分計算・払戻、配当)	速やかに処理する。
13	理事会開催	通常総会で代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事の改選を行った場合、代表理事等を理事会で選任する。[中協法 第36条の8]
14	代表理事変更登記	代表理事就任後、2週間以内に行う。[中協法 第85条①]
15	行政庁への決算関係書類提出	通常総会終了後2週間以内に、通常総会議事録を添えて提出する。[中協法 第105条の2①]
16	行政庁への役員変更届	任期満了の改選を行った時は、2週間以内に理事会議事録を添えて提出する。[中協法 第35条の2]
17	法人税、法人道民税・法人市町村民税、事業税、消費税等の確定申告及び納税	事業年度終了後2ヶ月以内に、通常総会で確定した決算に基づいて確定申告及び納税を行う。(申告期限の1ヶ月延長の特例を受けることも可能(消費税は延長の措置が認められていない))
18	定款変更認可申請	定款変更を決議した場合、行政庁に対し速やかに定款変更認可申請書を提出する。なお、「事業」「脱退者の持分の払戻し」「役員の定数」等の変更を行う場合は、関連する条文や議案にも留意する。 (事前に本会担当者にご相談ください。) [中協法 第51条②]
19	行政庁より定款変更認可書到達	定款変更した事項が、登記事項(名称・地区・事務所の所在地・公告方法・事業・出資一口の金額・出資払込みの方法)である場合は、認可書到達後2週間以内に登記が必要となる。なお、認可書は永久保存。
20	変更登記	登記事項に変更が生じた時は、その事由の発生の日(定款変更を伴う場合は、行政庁から定款変更認可書が到達した日)から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に変更登記を行わなければならない。 [中協法 第85条①]

※●印については、毎期の年度末の必須手続です。

※■印については、代表理事等(代表理事、副理事長、専務理事など)を含む理事に変更があった場合に行う手続です(代表理事変更登記は代表理事のみ該当)。

※●印、■印以外は、変更が生じた都度に行う手続です。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた総会手続き

新型コロナウイルス収束の見通しが不透明な状況下、依然として外出や移動等の自粛が求められる中で、総会等の開催方法について、中小企業庁と全国中央会の協議により、次のとおり開催方法が示されています。

1. 理事会

みなし決議が定款に規定されている場合に限り、「みなし決議」すべき事項を提案した理事が、各理事に対し、提案書を発出し、理事全員の同意書が提出期限内に揃った日を理事会決議があったものとみなすことができ、みなし理事会議事録を作成します。

ただし、監事に業務監査権限を付している組合においては、監事にも提案事項について異議がないことを確認する必要があります。

2. 総会

総会については、中小企業等協同組合法上、書面による「みなし決議」の規定がないため、「期日・場所を特定した総会招集通知」を発出し、「総会の定足数」を満たした上で総会を実施する必要があります。その上で、次の事項を定款で確認し、状況に合わせた総会運営を行ってください。

①定款で書面又は代理人による議決が可能か確認する

定款に代理人又は書面による議決権・選挙権の行使が規定されている場合、代理人又は書面出席者も総会の出席者とみなされるため、総会運営に支障のない最低限の本人出席者で行うことができ、総会招集通知発出時に書面出席を促すことで本人出席者数をできる限り抑えることができます。

②代理できる組合員数を確認する

上記①が規定されている場合、代理人が代理できる組合員数(定款で規定された人数：最大4人まで)に関する規定を確認し、総会の定足数を満たす出席者数を確認します。代理数を超えた委任状は無効になるため、特に注意が必要です。

なお、所管行政庁では、やむを得ず通常総会を延期する場合(定款に定めた期日までに通常総会を開催できない場合)、組合の状況を踏まえ柔軟に対応することとしています。通常総会の延期を検討する場合は本会にご相談ください。

3. 役員改選が伴う総会の運営について

役員改選の重要性を鑑み、本来であれば議場で意思表示ができる本人及び委任状出席者が半数以上総会に出席し、選挙を行うことが望ましいものの、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、書面出席者が大半を占める総会での役員選出方法が示されました。

役員改選を伴う総会を最低限の本人出席者により開催する場合、役員選挙においては、定足数に相当する定めはないため、本人出席者及び委任状出席者だけの選挙権の行使によって成立させることも可能です。

一方、組合員は中協法第11条第2項により、書面による選挙権の行使(以下「書面投票」)をすることができることとされ、書面投票者も総会の出席者に含まれます。(同条第4項)

したがって、書面投票の方法は、中協法第35条第8項で求められる無記名性が担保されているよう投票方法を工夫すれば実施は可能となります。

なお、上記の方法を採用する場合、**組合員の合意形成に十分に留意する必要があります。**

十分な合意形成がなされないまま上記の方法による役員を選出が行われた場合、中協法第54条(総会の決議の不存在もしくは無効の確認又は取り消しの訴え)の対象になり得るなど、無用なトラブルを発生させる原因となることが考えられるため、運用に際しては各組合の実情等を踏まえた対応が必要です。

書面議決書等の各種様式は本会ホームページ「書式ダウンロード」ページに掲載しています。ぜひご活用ください。

⇒ <https://www.h-chuokai.or.jp/support/format/>

お問合せ先

北海道中小企業団体中央会 連携支援部 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階
TEL:011-231-1919 FAX:011-271-1109 HP:<https://www.h-chuokai.or.jp/>

北海道経済産業局からのお知らせです

中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)について

経済産業省では、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する中小企業等事業再構築促進事業(事業再構築補助金)を令和2年度第3次補正予算で実施します。公募開始は令和3年3月頃の予定です。

制度の概要

■主要申請要件

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等。

1. 売上が減っている

申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前(2019年又は2020年1～3月)の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している。

2. 事業再構築に取り組む

事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関も参加して策定する／補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

→認定経営革新等支援機関 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

■補助額、補助率

〔中小企業〕【通常枠】補助額100万円～6,000万円、補助率2/3

【卒業枠】補助額6,000万円超～1億円、補助率2/3

〔中堅企業〕【通常枠】補助額100万円～8,000万円、補助率1/2(4,000万円超は1/3)

【グローバルV字回復枠】補助額8,000万円超～1億円、補助率1/2

■中小企業、中堅企業の範囲

〔中小企業〕製造業その他：資本金3億円以下の会社 又は 従業員数300人以下の会社及び個人

卸売業：資本金1億円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

小売業：資本金5千万円以下の会社 又は 従業員数50人以下の会社及び個人

サービス業：資本金5千万円以下の会社 又は 従業員数100人以下の会社及び個人

〔中堅企業〕中小企業の範囲に入らない会社のうち、資本金10億円未満の会社(調整中)

■補助対象経費の例

〔主要経費〕建物費(建物の建築・改修に要する経費)、建物撤去費、設備費、システム購入費

〔関連経費〕外注費(製品開発に要する加工、設計等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、研修費(教育訓練費等)、

広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)、リース費、クラウドサービス費、専門家経費

【注】関連経費には上限が設けられる予定です。

■その他

本記事は令和3年2月15日現在の情報を基に作成しているため、今後事業内容が変更される場合があります。申請を検討される方は、経済産業省 HP にて最新情報をご確認ください。

経済産業省 HP「事業再構築補助金の概要」 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/pdf/summary.pdf

お問合せ先

経済産業省 北海道経済産業局 経営支援課

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎5階 TEL:011-709-2311(内線2580)

中小企業庁の令和2年度3次補正予算・令和3年度当初予算案のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナの影響により大きな打撃を受けた中小企業等の事業継続や経営転換等を支援するとともに、事業承継や生産性向上といった構造的課題に対応することが喫緊の課題。

	R2当初 (R1補正)	R3当初 (R2三次補正)
中小企業対策費	1,104億円※ (4,067億円)	1,117億円 (2兆2,834億円)

※内閣官房IT室に移管される予定のデジタルガバメント実現に係る事業のR2年度見合い分(約7億円)は控除。

- 第3次補正予算案及び当初予算案を合わせて15ヶ月予算として、①「事業継続や事業再構築の後押し」、②「事業承継・引継ぎ・再生等の支援」、③「生産性向上による成長促進」に取り組み、コロナ危機の克服及び危機を契機とした構造転換による低成長からの脱却を図る。
- 加えて、④「経営の下支え、事業環境の整備」、⑤「災害からの復旧・復興、強靱化」にも粘り強く取り組む。

1 事業継続や事業再構築の後押し

- 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編又はこれらを通じた規模拡大等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援する補助金を新設。
- 民間実質無利子融資を年度末まで延長するとともに、中小企業等の経営改善等の取組を支援するための信用保証制度や日本公庫等の融資制度を創設・拡充する。

補正 中小企業等事業再構築促進事業【1兆1,485億円(R2三次補正)】

- ・ 事業再構築補助金を創設し、事業再構築に挑戦する中小企業(中堅企業)に対して最大6,000万円(8,000万円)を補助。中堅企業への成長を目指す中小企業やグローバル展開を目指す中堅企業に対しては、上限を1億円に引き上げ成長を強力に支援。

補正 中小企業等の資金繰り支援【8,391億円(R2三次補正)】

- ・ 民間金融機関を通じた実質無利子・無担保融資を令和3年3月まで延長。また、中小企業の経営改善等を支援するために新設する信用保証制度や事業再生を支援する信用保証制度の保証料を大幅に軽減するとともに、日本公庫による業態転換等の設備投資や事業再生等の融資制度について、適用金利を引き下げる。

2 事業承継・引継ぎ・再生等の支援

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継は喫緊の課題。事業承継・引継ぎを総合的に支援する体制を整備し、プッシュ型の支援に転換。
- 事業承継・引継ぎを契機とした経営革新に挑戦する中小企業を後押しするため、事業承継・引継ぎ補助金を措置し、承継等を機縁とした成長促進を強力に支援。
- コロナ危機により中小企業再生支援協議会に対する相談が急増、中小企業等の再生計画策定の要望に十分に応じられるよう体制を拡充する。

補正当初 事業承継総合支援事業【95.0億円(75.1億円)の内数/56.6億円の内数(R2三次補正)】

- ・ 事業引継ぎ支援センターを「事業承継・引継ぎ支援センター」へ発展的に改組し、事業承継に関する総合的な支援を実施。

補正当初 事業承継・世代交代集中支援事業【16.2億円(新規)／56.6億円の内数(R2三次補正)】

・M&A時の専門家活用費用や事業承継・事業引継ぎを契機とした設備投資等を補助する事業承継・引継ぎ補助金を措置。

税 中小企業の経営資源集約化に関する税制【新設】

・M&A後のリスクに備える準備金、設備投資減税、雇用確保を促す税制措置の3つの措置を一体で講じ、経営資源の集約化を推進。

補正当初 中小企業再生支援事業【95.0億円(75.1億円)の内数／30.0億円(R2三次補正)】

・中小企業再生支援協議会によるコロナ危機の影響を受けた中小企業等の再生計画の策定支援等。

3 生産性向上による成長促進

- 中小企業等が感染拡大を抑えながらポストコロナに対応したビジネスモデルへの転換等を実現し、生産性向上を図るための支援を継続的に実施する。
- 研究開発等を支援し、技術力に秀でた中小企業のビジネス展開を促進するとともに、今後の海外展開で重要となる越境EC等を活用し、時代に応じた海外進出を支援。
- デジタルを活用した地域企業・産業の競争力強化と、若者を中心とした人材の地方移動支援等を実施。
- 政府の中小企業向け支援サイトであるミラサポplusの拡充等も実施。

補正 中小企業生産性革命推進事業【2,300億円(R2三次補正)】※R1補正でも3,600億円を措置。

・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業の生産性向上に資する継続的な支援を実施。

当初 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業(サポイン事業)【109.0億円(131.2億円)】

・ものづくり基盤技術に関する研究開発支援(3年間最大9,750万円)。

当初 JAPANブランド育成支援等事業【8.0億円(10.0億円)】

・中小企業による越境ECやクラウドファンディングを活用した海外展開や、コロナ危機を契機とした新事業展開を図る取組を支援。

当初 地域未来デジタル・人材投資促進事業【11.7億円(新規)】

・地域未来牽引企業等を中心とした地域経済を牽引する企業のデジタル化を支援し、地域における高生産性・高付加価値企業の強化・創出を行うとともに、若者人材の地域企業への移動を支援。

4 経営の下支え、事業環境の整備

補正当初 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援【40.9億円(42.4億円)／9.8億円(R2三次補正)】

当初 小規模事業者対策推進等事業【53.2億円(59.2億円)】

補正 GoTo商店街事業【30.0億円(R2三次補正)】

当初 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【5.5億円(新規)】

当初 中小企業取引対策事業【9.8億円(9.8億円)】

5 災害からの復旧・復興、事前の備え

予備補正 なりわい再建支援事業【275.7億円(R2予備費)／30.0億円(R2三次補正)】

補正 なりわい再建資金利子補給事業【0.5億円(R2三次補正)】

予備補正 被災小規模事業者再建事業【113.5億円(R2予備費)／11.4億円(R2三次補正)】

当初 中小企業強靱化対策事業【中小機構運営費交付金177.3億円(175.5億円)の内数】

・中小企業の自然災害等への事前対策を促進するため、「強靱化支援人材」を機構の地域本部に配置し、相談体制を整備。



パン生地製造工程を新設工場に 集約、自動化! 生産性向上を通じた地元の魅力発信事業

第58回目は、「有限会社片原商店」(平成29年度補正ものづくり補助金)の取り組みについて紹介します。

会社の概要

有限会社片原商店は、大正13年、酒類の量り売りを手がける小売業者として十勝・上士幌町で創業したのがはじまりです。平成22年には地元農家とJA上士幌町が協働で黒毛和種「十勝ナイトイ和牛」を生産、その牛肉の仕入・加工・販売を同社が開始しました。上士幌町産の乾草と北海道産の稲わらを与えて肥育する和牛は霜降りながらさっぱりとして旨みの強い肉質が特徴で、上士幌町のふるさと納税返礼品にも選ばれています。

平成24年、「上士幌にはパン屋が一件もない。毎朝おいしい手作りパンを気軽に食べられるようにしたい」との思いからベーカリーショップ「トカトカ」を立ち上げました。原材料には北海道産小麦を主体に十勝産小麦や上士幌町産の各種豆類を使用し、要のパン生地は水分量を多めに配合するなどこだわりぬいた手作りパンはもちりと柔らかく、翌日でも固くならずにおいしく食べることができます。

平成27年にはショッピング施設内に2号店をオー



毎日焼きたてのパンが並び

ブン。さらに需要の高まりに対応するため製パン工場Dough Factoryを新設しました。仕込んでから店頭まで4日かかる食パン「トカショク」はピーク時には1日約700本が売れるほどの人気ぶりです。遠方から買い求めに来るリピーターも多く、同社のベーカリー事業を牽引する看板商品となっています。

ものづくり補助金申請の経緯

パンの製造工程は、大きく中種(パン生地のもと)づくり、生地づくり、生地の分割・丸め、発酵・ガス抜き、成型、焼成からなります。ふっくらとしてボリュームのあるパンに焼き上げるには、発酵時に発生する炭酸ガスを逃がさないように形に張りをもたせて均等に生地を丸めなければなりません。そのため、捏ね上げた生地を分割し丸める工程は非常に重要です。

これまで同社では、生地の重さや形を一つひとつ手作業で整えていたため、一度の作業量が限られ、1日に製造できるパンの数が需要に追いつかず、少なくない売り逃しが発生していました。この「生地の分割と丸め」に多くの時間と労力をとられてしまい、パンの製造工程で最も熟練した技術を要する焼成前の成型にかかる技術指導に十分な時間を割けず、技術のある職人の育成が進まないという弊害も現れていました。

そこで、新設工場に製パンシステムを集約し、ボトルネック工程の自動化を図ることで全体の作業効率改善とパンの増産体制の整備に取り組むため、平成29年度補正ものづくり補助金を活用しました。

有限会社片原商店

代表取締役社長 星 憲一

〒080-1408

河東郡上士幌町字上士幌東三線 237 番地

TEL 01564-2-2067

FAX 01564-9-2667

HP <https://www.katahara-store.com/>



ボトルネック解消で働き方改革も実現！

導入した設備は生地秤量分割機と丸め機を連結した製パンシステム。

生地秤量分割機は、発酵させたパン生地を投入すると、高い精度で指定したとおりの重さに計量し、分割します。生地の吐出幅も任意に変更でき、正方形に近い形状に分割して丸めやすくすることも可能。分割時に無理な力をかけないストレスフリーシステムで、パン生地へのダメージを少なく抑えられるため、焼成後もパンのボリューム感や柔らかさを損ないません。



導入した製パンシステム

丸め機では、サイズや生地内の炭酸ガス量を細かく調整できる上、炭酸ガスを均等に分散させ表面に張りのある滑らかな形状に丸められ、手作業に引けを取らない高品質の生地玉をより効率よく生産できるようになりました。

一連の製パンシステムは操作の簡便さも特徴の一つ。パン生地をセットし、1個当たりの重量と分割個数を入力してスタートボタンを押すだけで完結するため、熟練度の低い製造スタッフでも容易に対応

が可能です。パン生地の状態はその時々湿度や気温変化に左右されやすく、最終的に人の手で水分量や発酵時間等を調整する必要はあるものの、労働生産性は大きく向上し、製造・販売スタッフともに週休2日を確保するなど働き方改革にも繋がりました。



丸め機「パンチラウンダー」

同システムにより増産体制も整い、従来の手作業では60分当たり1,200個の製造が限界だったところ、導入後の生産量は25分間で2,500個と飛躍的に増加し、課題としていた作業効率の大幅な改善も実現しています。

おわりに

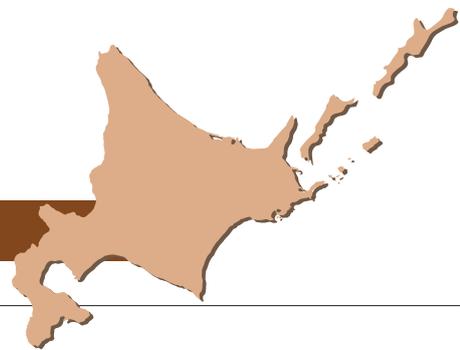
星取締役専務は取材の中で、「スタッフの柔軟な発想が当社の強みです。これからも十勝の食材を活かしたパン作りを通じて地元の魅力を広く発信していきたい」と話してくれました。

昨年6月にオープンした「道の駅かみしほろ」へのテナント出店も果たした同社。今後はふるさと納税返礼品や自社オンラインショップでの販売も計画しており、さらなる販路拡大が見込まれます。

1月の道内景況

情報連絡員レポート

収益状況はわずかに上向くも 景況感、売上高は落ち込み 厳しい経営状況続く



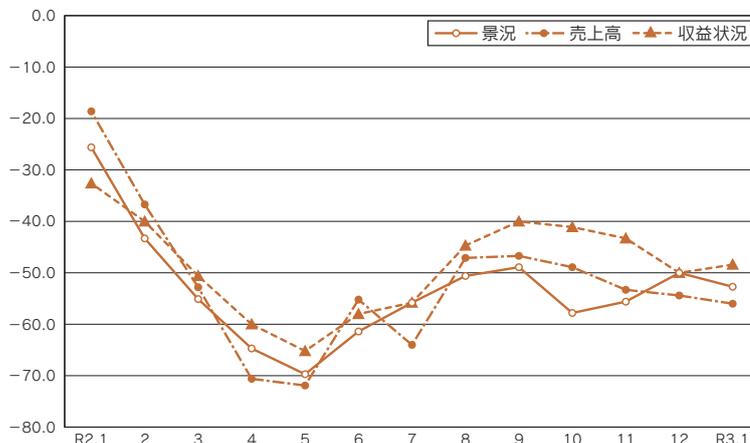
概況

全業種の主要DIの推移では、「収益状況」が前月比で若干改善した一方、「売上高」は昨年10月から4ヶ月続落、「景況」は上昇基調から一転して悪化した。

業種別に見た比較では、製造業では「雇用人員」を除く全項目で回復に転じたものの、非製造業は「販売価格」以外の全項目が落ち込み、対照的な状況がうかがえる。

1月の情報連絡員報告によると、新年行事等の中止に悪天候が重なり、消費マインドが一段と冷え込んだことで、宿泊業や飲食・サービス業を中心に業績悪化に拍車がかかる結果となった。巣ごもりによる需要増よりも経済活動の鈍化を受けた需要減のインパクトが大きく、多くの業種で売上や景況感を押し下げる要因になっている。

主要DIの推移



景況天気図(前年同月比)

	全業種			製造業			非製造業		
	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比	12月	1月	前月比
業界の景況	△50.0	△52.7	△2.7 ↓	△56.3	△51.5	4.7 ↑	△46.6	△53.4	△6.9 ↓
売上高	△54.4	△56.0	△1.6 ↓	△59.4	△54.5	4.8 ↑	△51.7	△56.9	△5.2 ↓
収益状況	△50.0	△48.4	1.6 ↑	△62.5	△45.5	17.0 ↑	△43.1	△50.0	△6.9 ↓
販売価格	△12.2	△9.9	2.3 ↑	△12.5	△12.1	0.4 ↑	△12.1	△8.6	3.4 ↑
取引条件	△11.1	△15.4	△4.3 ↓	△12.5	△12.1	0.4 ↑	△10.3	△17.2	△6.9 ↓
資金繰り	△23.3	△24.2	△0.8 ↓	△31.3	△27.3	4.0 ↑	△19.0	△22.4	△3.4 ↓
雇用人員	△20.0	△23.1	△3.1 ↓	△15.6	△21.2	△5.6 ↓	△22.4	△24.1	△1.7 ↓

(凡例) 30以上 10~29 9~△10 △11~△29 △30以下

天気図の見方 各景況項目について調査月と前年同月を比較して、「増加」(または「好転」)したという回答(構成比)から「減少」(または「悪化」)という回答(構成比)を差し引いた値(DI)をもとに作成。天気の見方は凡例のとおりです。

製造業

- ・観光客による土産物・外食需要は見込めないが、巣ごもり需要で家庭でのニーズは回復しつつある。(水産食品/全道)
- ・道内企業の昨年1月から12月まで1年間の累計出荷量は、味噌が前年対比96.5%、醤油は前年対比93.3%だった。コロナ感染拡大による業務用の落ち込みが大きく影響した。味噌の特売の売価に下落傾向が見られる。(味噌・醤油/全道)
- ・1月は新年行事やイベントが中止になり、宿泊業や飲食・サービス業を中心に業績悪化に拍車がかかる結果となった。飲料水は、巣ごもりによる需要増よりも経済活動鈍化を受けた需要減の方が大きく、トータルとして動きは鈍かった。(飲料/全道)
- ・製材、原木市況ともにカラマツ保合、エゾ・トドマツ保合。カラマツ原木は製材受注が徐々に回復しつつあり、多少荷動きがある。エゾ・トドマツ原木も製材工場の製品在庫調整が進み上向いている。製品受注は地域差はあるが緩やかな回復基調にあり、原木の不足感が出てきている地域もある。紙原料は、紙需要は落ち込んでいるものの、漫画本用の紙など物によっては需用がある。木質バイオマス原料は順調に集荷されている。酪農地域ではおが粉原料用の丸太の確保が続いている。(一般製材/全道)
- ・受注状況に好転は見られず、前年比85%程度で推移している。(一般製材/中川郡)

非製造業 (卸・小売・商店街・サービス業)

- ・コロナ対策で在宅勤務等が浸透した結果、事務機器・空調などのオフィス設備、靴やバッグ、文房具等ビジネス関連商品の落ち込みが大きくなっている。靴ではビジネス用からカジュアル商品へ消費者の需要が変化しており、結婚式等イベントの減少を受けて、百貨店から路面店までフォーマル品の売上は半減した。生活必需品は、在宅需要の増加でスーパー・ドラッグストア等への卸売りは順調。その他商品は横ばい。組合の貸会議室、展示場はキャンセルが相次ぎ、例年の1~2割程度の利用率となっている。(各種商品/札幌)
- ・出張や夜の会食などはいまだ自粛状態が続いている。組合では、傘下の組合員に対して見舞金として商品券の配布を検討している。(各種商品/帯広)
- ・1月の組合員の青果物買上高は前月比で3億円以上減少した。要因として、年末は正月用食材の需要増加による仕入が増えること、正月用高級食材の購入が増すこと、12月下旬の青果物の高値傾向で仕入単価が増大したことが挙げられるが、毎年1月は消費も落ち込むため例年通りの結果といえる。今回はコロナ禍で新年会が各所で中止された影響も大きいと思われる。道内観光地でコロナ感染者が増加しており、今後の観光需要向けの青果流通の減少が懸念される。(野菜・果実/札幌)
- ・スーパーやドラッグストアと取引の多い菓子卸の業績は順調だが、外出自粛や節約志向の影響で観光関連業界との取引が多い企業は厳しい経営が続いている。(菓子/全道)
- ・自粛傾向に悪天候も重なり消費マインドは冷え切っている。業種別の売上では、食料品が増加し、家電量販店・ドラッグストア・ホームセンター・自動車関連は比較的堅調な一方、衣料品は大幅に減少、旅行・冠婚葬祭・飲食は激減した。キャッシングも同様に減少した。(各種商品/旭川)
- ・営業日数の少なさに加え、外出自粛要請やGoToトラベル中止で地元客、観光客ともに激減し、時化により生魚の入荷も少なく売上が低迷した。市独自の緊急事態宣言を受けて毎月の月末特売日の入場者数は通常営業日並みだった。(各種商品/小樽)
- ・1月取扱高は、コロナの影響で前年比85%と厳しい結果になった。都市部でのコロナ感染拡大は地方都市の景況感にも多大な影響を及ぼしている。中心商店街でも少しずつ廃業する店舗が出てきている。特に飲食店や観光施設は影響が大きく、例年であれば忙しくなる時期のためより一層厳しさを感じる。(各種商品/苫小牧)
- ・市内大型店5店舗の売上(令和2年1~12月)は前年比7.2%減の187億円と、現行の5店舗体制になって初めて200億円を割った一方、スーパー3社は402億円で平成16年以降の400億円超えを記録した。(各種商品/帯広)
- ・売上高は対前年同期比88.37%。大口取引先の買い控え等を主因に減少した。青果小売の納品部門は飲食店の営業自粛で極めて厳しい状況が続いている。(野菜・果実/札幌)
- ・除雪が追い付かず臨時休業した日があったほか、道路事情の悪さも重なり来客

非製造業 (建設・運輸業)

- ・コロナ禍で建設業界への就職希望者増を期待していたが応募は全くない。(塗装工事/札幌)
- ・公共工事に関しては、年度末も迫り、来年度の物件に期待して準備をしている状況。民間工事は、来年度の予算取りという形で予定物件の見積もりを取る動きが出てきているが、価格面では厳しい状況にあると考えられ、物事が決まるためには多少時間を要すると思われる。電力系の工事は昨年比で確実に減少してきている。電気工事業は他の業種に比べてコロナの影響が少ない方だが、受注量の減少やコロナ対策の他に人員確保や人材育成、安全意識や技術力の向上など、時間がかかる継続的に利益を確保していかなければ取り組めない課題が山積している。(電気工事/全道)
- ・大晦日から1月5日まで氷点下の気温が続いた影響で、数十件の凍結解除依頼があり、組合員各業者は連日対応に追われた。市の除雪業務も担っている組合員は特に大変だったようだ。(管工事/名寄)

- ・1月の生コン出荷量は前年同月比97.3%の約182千m³。(窯業・土石製品製造業/全道・生コン)
- ・空知地域では大雪の影響で設備の稼働が昨年より増加し、売上・収益ともに昨年比増加した。国管理河川での河川法第25条による砂利採取及び原石確保は、大雪と寒さで計画どおり進んでいない。(窯業・土石製品製造業/全道・砂利)
- ・1月の売上は昨年同月比で大幅減となった。絶対的な物件数の減少が影響した。昨年末から新築物件情報が少なくなり、工事の見積依頼の件数もほとんどない状況。コロナの影響で先行きに不安を抱えている業者が多く見受けられる。(窯業・土石製品製造業/全道・ガラス)
- ・水道関連は冬季の閉歇期入りで前年並み。海外向け建設機械関連は10%ダウン、一般・産業機械関連は5%ダウンした。自動車向けは順調。(鉄鋼/全道)
- ・コロナの影響で新造船の発注低迷が長期化し、手持ち工事量の減少が続く室蘭製作所では函館造船所向け新造船ブロック製作が無くなるのが正式発表され、室蘭製作所は夏から過剰人員が出るのは避けられない状況にある。これまでの年間6隻建造を4隻建造に減らすため、函館造船所だけでの建造が可能になったため、今後室蘭製作所は修繕船、橋梁陸橋の2本柱となるが、仕事量不足による売上減少、雇用人員(造船従事者)調整等の対策が早急に必要になると思われる。(金属製品/函館)

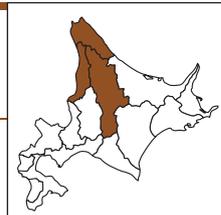
- ・数は昨年より落ち込んだ。コロナの影響もあり売上は昨年比減少となった。(鮮魚/釧路)
- ・初セリから商品の入荷が悪く、客入りも寒さの影響で奮わず売上は減少した。観光客はほぼなく、土産店・ホテル等の売上は前年比10分の1程度。来月も雪まつり等の行事がなくなったことから、大変厳しい状況が続くと思われる。(各種食品/札幌)
- ・1月原油価格は前月から引き続き上昇基調で推移。安値市況が続く一部激戦地では、地場中小零細企業は厳しい経営状況に直面している。コロナ禍で道内でも年末年始の往来自粛等を求められたため、車の動きが鈍く、ガソリンは大幅な減価となった一方、厳しい寒さに見舞われたことで灯油の消費量は大きく伸びた。依然として景気の先行きが不透明な中、ガソリンの更なる需要減が懸念される。(燃料/全道)
- ・例年になく低温と降雪量で除雪関係車両の稼働が非常に多くなっており、軽油の売上は前年を大きく上回った。家庭用灯油は低温の割には思ったほど増加していない。売上高は、市況価格が前年比10円/ℓ程安く金額的には前年並み。(燃料小売業/稚内)
- ・大手・中小ともに昨年並みの業績を確保できる見通し。コロナ収束が不透明な中、スマート農業や展示会のWEB開催など販売活動の変革を模索している。(農業用機械器具/全道)
- ・全道的には、コロナ対策で空気清浄機や加湿器が売れたが、小さな店まで在庫が回らず、大きな売上アップにはつながらなかった。道央圏は大雪の影響でアンテナが壊れ、工事に追われた店が多く見受けられた。(電気機械器具/全道)
- ・コロナ感染拡大の影響で、自転車製造関係企業が集積している中国河北省がロックダウンし、自転車の入荷に影響が生じている。自転車シーズンを前に、需要に供給が追いつかないことが懸念される。(自転車・自動車/全道)
- ・地元百貨店の12月売上高は前年同月比3.6%減の5億7,918万円。コロナの影響で衣料品が引き続き苦戦している。1月共通駐車券の利用は前年同月比71.5%、買物共通バス券は前年同月比51.5%に減少と依然厳しい状況が続いている。(帯広市・商店街/帯広)
- ・道内中小IT企業は従来3つの経営課題を抱えている。①技術者の離職防止と必要人材の採用・確保…即戦力として活用できる人材を確保するため、採用基準を明確にして厳選採用しているが、思うような人材を確保できていない。高スキルの技術者は人気が高く年収も上昇しており獲得が難しい。②営業力強化による開発案件の獲得…現状の顧客内でのシェアの拡大や新規の案件確保のためには営業力の強化が必要だが、要求スキルを有する営業成員の確保自体が難しい。コロナ感染防止で顧客との営業面談が十分にできていないことも案件獲得に至らない原因になっている。③AIやIoT、クラウド化に関する技術力の強化…DXに伴いAI等に関する高度な知識やスキルを持つ技術者の有無が事業拡大のキーポイントになる。年々高齢化する既存技術者への教育や育成も思い通りにできていない。(ソフトウェア/全道)

支部だより



上川・宗谷支部(旭川市)

所管／上川・宗谷総合振興局・留萌振興局管内
駐在職員／西村事務所長・増田主任・渡邊主任



地域に根ざしたポイントカードシステム開始！

サフォークスタンプ協同組合(井上久嗣理事長、組合員72名)は、士別市内の個人商店・事業者で構成され、顧客が組合員店舗で買い物をした際のスタンプの発行を主な事業としていましたが、令和2年12月からポイントカードシステムへサービスの移行を開始しました。

平成20年3月の設立以来、市民生活に役立つ便利な買い物ツールを目指し、積極的なPR活動や各種サービスの構築を重ねた結果、スタンプの発行枚数は延べ2,600万枚を数えるまでに。一方で、IT化・キャッシュレス化への対応や利便性の向上が近年の課題となっていました。

ポイントカードシステムの導入にあたっては、役員・事務局を中心に連携を図り、モバイル端末の購入など綿密な準備を重ね、無事サービスの開始にこぎ着けました。また、本会の補助事業を活用し、ポイン

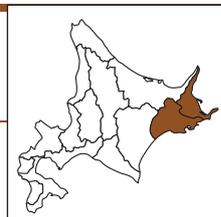
トカードサービスの内容を記載したチラシを作成、既存のスタンプ利用者や市民に配布してカードへの切替を促すなど、積極的な呼びかけを行っています。

組合事務局の西崎氏は、「システムの導入によって消費動向調査なども可能になったため、随時利用者のニーズを把握しながら加盟店独自のきめ細やかなサービス展開ができる。地域経済の好循環や、新たなブランドの確立に繋がりたい。」と期待を込めていました。



釧根支部(釧路市)

所管／釧路総合振興局・根室振興局管内
駐在職員／田口事務所長・尾崎主事



アイヌ文化を発信！「オンネチセ」が リニューアルオープン

阿寒湖アイヌコタンにあり、阿寒アイヌ工芸協同組合(西田正男理事長、組合員29人)が運営するアイヌ文化施設「オンネチセ」の改修工事が終わり、昨年11月にリニューアルオープンしました。アイヌ文化を知ってもらおうと広く情報発信しています。



展示コーナーでは、伝統楽器や生活用品など、自然と共存しながら生きてきたアイヌ民族の暮らしを知ることができる約300点の貴重な伝統工芸品を展示。また、楽器の一種である「ムックリ」作りや刺繍・彫刻等の製作体験、照明・音響設備を完備した舞台でのカムイノミ(神への祈りの儀式)や古式舞踊の体

験、さらに厨房ではアイヌ料理の試食もできるなど、体験プランも豊富に用意されています。

西田正男理事長は「工芸作品の展示だけでなく、伝統儀式やアイヌ音楽、アイヌ料理などアイヌ文化を一体的に体験できる施設になっています。さまざまな人たちに阿寒湖のアイヌ文化の魅力を知ってもらいたい。」と話しました。

新しいオンネチセでは阿寒湖の厳しい自然と共に生きてきたアイヌ文化をより深く知ることができず。ぜひ一度立ち寄ってみてはいかがでしょうか。



オンネチセ 釧路市阿寒町阿寒湖温泉4丁目7番19号
TEL:0154-67-2727(阿寒アイヌ工芸協同組合)
開館日:土・日・祝日 開館時間:午前9時~午後5時
(4月末からは月~金曜の平日も開館する予定です)
入館料:中学生以上500円、小学生250円、幼児無料
※緊急事態宣言の発令等の状況により休館や変更となる場合があります。

中小企業大学校旭川校おすすめ研修のご案内

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で助成制度があります。
 詳細は、中小企業大学校旭川校（Tel：0166-65-1200）までお気軽にお問い合わせ下さい。



コース No.
1

あらゆる業種で使える 5S 講座 ムダ取り実践！生産性を 高める現場改善の進め方

4月15日（木）～16日（金）
5月13日（木）～14日（金）

受講料：39,000円（税込）

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



現場でのムリ・ムダ・ムラを発見し、5S と見える化を実現する手順を学び、インターバルを活用して、自社・自部門の現場改善と改善活動定着手法を身につけます。

コース No.
2

財務が楽しくなる決算書の読み方講座 経験がない人でも身につく！ よく分かる財務の基本

4月19日（月）～21日（水）

受講料：32,000円（税込）

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



決算書の仕組みや数字の流れなどを理解し、決算書から経営体質や今後の課題などを読み取るポイントについて、モデル決算書を交えて具体的に学びます。

コース No.
3

チームマネジメント力強化講座 個の力を引き出し 組織力を高める仕組みづくり

4月26日（月）～28日（水）

受講料：32,000円（税込）

対象レベル：管理者・新任管理者・その候補者



チームのメンバーが相互に認め合い、「個」よりもさらに高い業績目標を達成するために必要な「チーム」の作り方について講義と演習を交えながら学びます。

コース No.
4

中堅管理者研修・春 管理者に求められる役割と 意識改革・行動改革講座

5月10日（月）～12日（水）

受講料：32,000円（税込）

対象レベル：管理者・その候補者



新任管理者から中堅管理者へと脱皮し、より高いマネジメント能力を得るため、その土台である意識・意欲と組織をまとめる力を向上させることを学びます。

コース No.
301

次世代を担うトップリーダーを育てる 経営管理者養成コース



【研修期間】（インターバル研修：4日×6回）

- ① 2021年 7月5日（月）～ 7月 8日（木）
- ② 2021年 8月2日（月）～ 8月 5日（木）
- ③ 2021年 9月6日（月）～ 9月 9日（木）
- ④ 2021年10月4日（月）～10月 7日（木）
- ⑤ 2021年11月8日（月）～11月11日（木）
- ⑥ 2021年12月6日（月）～12月 9日（木）

【対象者】経営幹部、経営後継者、管理者（候補者）

【受講料】298,000円（税込・教材料込）

研修のねらい

この研修では、企業活動の中核を担う経営管理者として、質の高い経営を行うための総合的・創造的マネジメント能力の向上を図ることを目的として、実践につながる知識やマネジメント手法を体系的に習得します。

【研修の流れ】

- STEP1：自社の現状把握
- STEP2：自社の課題抽出
- STEP3：研究テーマの設定
- STEP4：研究テーマ達成のための方策を検討
- STEP5：研修テーマ達成のための計画を策定
- STEP6：研修成果のプレゼンテーション・評価

“総合的マネジメント能力”をマスター

講座内容詳細は 初めてのの方は

資料請求や講座内容に関してお気軽にお問い合わせください。

電話 0166-65-1200 / FAX 0166-65-2190

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道本部

住所 旭川市緑が丘東3条2丁目2-1

中小企業大学校 旭川校



経営者にも
退職金を!

小規模企業共済制度



ポイント① 常時使用する従業員が20名以下
(商業・サービス業では5名以下)の個人事業主、
個人事業主の共同経営者(2名まで)
及び会社の役員の方が加入できます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 掛金は毎月1,000円~70,000円(500円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額所得控除、受取りは「退職所得扱い」(一括受取)または「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)となります。

ポイント③ 事業資金の貸付け・災害時のサポートもあります!

- 事業資金等の貸付制度が利用できます(担保・保証人不要)。
- 地震・台風、火災等の災害時にも貸付けが受けられます。



全国加入者
約48万人の
実績!

経営セーフティ共済制度



ポイント① 中小企業で、引き続き1年以上事業を行っている方が加入できます。

- 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
- 取引先との商取引の事実確認だけで、迅速に貸付けが受けられます。

ポイント② 無理のない掛金、税制面での大きなメリット!

- 月額5,000円~200,000円(5,000円単位)の範囲内で自由に選択できます。
- 掛金は全額「損金(法人)」または「必要経費(個人事業)」に算入できます。

ポイント③ 最高8,000万円まで貸付けが受けられます。

- 掛金総額10倍の範囲内で、回収困難となった売掛金債権等の額
- 貸付条件は「無担保・無保証人」「無利子」※ただし、貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1の額が、積立てた掛金から控除されます。

ポイント④ 40ヶ月以上掛けていれば、

- それ以降掛金を掛けなくても、共済金の貸付けは受けられますので安心です。
- 解約しても共済金の貸付けを受けていなければ積立てた掛金の全額が戻ります。



本制度についてのお問い合わせ・お申し込みは

北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目
プレスト1-7 3階

TEL/011-231-1919
FAX/011-271-1109

本制度は、法律に基づき独立行政法人
中小企業基盤整備機構が運営しています。

(独)中小企業基盤整備機構
共済相談室

TEL 050-5541-7171



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

札幌支店	〒060-0002 札幌市中央区北二条西 3-1-20	TEL : 011-241-7231
函館支店	〒040-0001 函館市五稜郭町 33-1	TEL : 0138-23-5621
帯広支店	〒080-0013 帯広市西三条南 6-20-1	TEL : 0155-23-3185
旭川支店	〒070-0035 旭川市五条通 9-1703-81	TEL : 0166-26-2181
釧路営業所	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1	TEL : 0154-42-0671

<https://www.shokochukin.co.jp/>

商工中金

検索



北海道中小企業団体中央会

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7 3階

TEL 011-231-1919 FAX 011-271-1109

ホームページアドレス <https://www.h-chuokai.or.jp>

発行日/2021年3月1日(毎月1日発行)

*この機関誌は、誰もが読みやすいユニバーサルデザインフォントと環境にやさしい植物油インキを使用しています。

